

北福島医療センター 売店運営業務に係る仕様書

1 病院の概要

- (1) 名称：北福島医療センター
- (2) 所在地：伊達市箱崎字梁下1番1
- (3) 許可病床数：220床
- (4) 患者数（1日平均）：外来 約400人、入院 約188人
- (5) 職員数：約400人
- (6) 外来診療日：月曜日～土曜日午前（休診日：土曜日午後、日曜日、祝日及び年末年始等）
- (7) 面会時間：午後13時から午後17時まで

2 目的

当院において、病院利用者等のサービス向上及び職員の利便性・福利厚生の上を
図るため、安定した経営及び質の高いサービスの提供が可能な売店運営事業者を選
定し、運営を行わせることを目的とする。

3 事業の契約形態及び貸付期間

- (1) 契約形態：例）行政財産の目的外使用許可（または、借地借家法に基づく定
期建物賃貸借契約）とする。
- (2) 契約（使用許可）期間：令和9年3月1日 から令和14年3月31日までの5年以上
とし、以後更新可とする。ただし、途中解約については、病院と運営事業所
による協議の上、決定とする。

4 貸付（使用）物件

- (1) 設置場所：北福祉医療センター 外来棟 1階
- (2) 面積：店舗 38.60㎡、レジ 4.67㎡ 事務室 4.53㎡ 売店倉庫3.46㎡

5 経費の負担

- (1) 賃料（使用料）：月額または年額円（売上歩合を含める場合はその旨を記
載）
- (2) 光熱水費（電気、水道、ガス等）：実費（専用メーター等により算出）
- (3) 店舗の施設・設備整備費、備品購入費及び装飾費
- (4) 通信費（電話、インターネット回線設置費及び使用料）
- (5) 廃棄物の処分費、清掃業務費、衛生管理費（消毒等）
- (6) 店舗等に係るセキュリティ経費及び各種保険料

- (7) 運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害賠償経費
- (8) 契約終了に伴う店舗の原状回復費

上記の条件は参考条件であり、病院と運営事業所による協議の上、決定とする。

6 売店の運営条件

- (1) 営業日：●●（例：年中無休、または外来診療日に準ずる等）
- (2) 営業時間：午前●●時から午後●●時まで
- (3) 取扱商品：軽食類、パン、菓子類、飲料等の飲食物、日用雑貨等の他、病院の指定する医療材料
- (4) 販売禁止品目：酒類、たばこ、その他療養に適さないもの、青少年の育成に悪影響を及ぼすもの、賞味期限間近や傷物の商品。
- (5) 販売価格：地域の小売店舗における標準的な価格を参考とし、可能な限り安価に設定すること。
- (6) 決済方法：現金決済に加え、クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済に対応すること。
- (7) 病院運営業務に寄与できるサービスの提供をすること
（例：ATMや小切手振替業務等）

上記の条件は参考条件であり、病院と運営事業所による協議の上、決定とする。

7 その他運営全般に係る遵守事項

- (1) 病院内での営業であることを自覚し、従業員は清潔感のある身なりで業務にあたるとともに、利用者に対して親切丁寧な接遇に努めること。
- (2) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他関係法令を遵守し、衛生管理や感染症対策に十分注意を払うこと。
- (3) 営業権を第三者に譲渡または転貸してはならない（フランチャイズ契約による加盟店運営とする場合は事前に承認を得ること）。
- (4) 利用者からの苦情等については誠意をもって迅速に対応し、遅滞なく病院に報告すること。
- (5) 商品の搬入・搬出の時間や経路、廃棄物の処理方法については、病院の指示に従うこと。
- (6) 災害時や緊急時においては、病院の要請に応じて物資（食料や飲料水等）の提供に可能な限り協力し、事業継続の体制を整えておくこと。